

# 古物営業法及び質屋営業法の一部改正について ～ウェブサイトへの掲載義務～

古物営業法及び質屋営業法の一部改正により、令和6年4月1日から  
古物商、古物市場主及び質屋の事業者は、

- ・ 氏名又は名称
- ・ 許可を受けた公安委員会の名称
- ・ 許可証の番号

をウェブサイトに掲載することが義務付けられます。

※「氏名又は名称」とは、営業所の名称ではなく、  
許可を取得した個人の氏名又は法人の名称となります。



以下のいずれかに該当する場合は、ウェブサイトへの掲載は不要です。

- 常時使用する従業者の数が5人以下である場合

(ウェブサイト上で取引を行う古物商は除く※注意点をご確認ください。)

従業者については、会社役員や個人事業主はここにいる従業者には該当しませんが、古物・質屋業務に従事する者以外の事務員等も従業者に該当しますので、雇用契約を確認して判断することになります。

- ウェブサイトを有していない場合

ウェブサイトがない場合は除外されますが、他社に運営を委託しているウェブサイトがある場合は、掲示義務は免除されません。

## ⚠️ 注意点 ⚠️

ウェブサイトを利用して非対面の方法により古物の取引を行う古物商は、  
従来通り、**従業員の数に関わらず**、ウェブサイト上において、

- ・ 取り扱う古物に関する事項
- ・ 氏名又は名称
- ・ 許可を受けた公安委員会の名称
- ・ 許可証の番号

を掲載する必要があります。



<問合せ先>

福島県警察本部生活安全企画課

生活安全指導第一係

024-522-2151(内線 3313・3314)